# 定　　款

ＳＭＣ株式会社

# 第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　　当会社は、ＳＭＣ株式会社と称し、英文では、ＳＭＣ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売

２．各種濾過装置の製造および販売

３．自動制御機器製品の製造加工および販売

４．前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、２億４，０００万株とする。

（単元株式数）
第７条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第９条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第１０条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

# 第３章　　株主総会

（招　集）

第１２条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

②　株主総会は、本店の所在地のほか、東京都区内または千葉県柏市において開催する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集者および議長）

第１４条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第１６条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１７条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

# 第４章　　取締役、取締役会および監査等委員会

（員　数）

第１８条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１２名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選　任）

第１９条　　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任　期）

第２０条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（役付取締役および代表取締役）

第２１条　　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。

②　取締役社長は代表取締役とし、このほかに取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２３条　　取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２４条　　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２５条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第２７条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第２８条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第２９条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（常勤の監査等委員）

第３０条　　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（執行役員）

第３１条　　取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

②　執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

# 第５章　　会計監査人

（選　任）
第３２条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第３３条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（報酬等）
第３４条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

# 第６章　　計　　算

（事業年度）
第３５条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３６条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３７条　　当会社は、剰余金の配当その他会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（配当金の除斥期間）
第３８条　　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。

# ＳＭＣ株式会社

## 定　　款

| | | |
|---|---|---|
| 作 | 成 | 昭和３４年　４月　９日 |
| 承 | 認 | 昭和３４年　４月２７日 |
| 変 | 更 | 昭和３４年　９月１５日 |
| 変 | 更 | 昭和３８年　５月２１日 |
| 変 | 更 | 昭和３９年　５月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和４０年　５月３１日 |
| 変 | 更 | 昭和４２年　５月３１日 |
| 変 | 更 | 昭和４３年　５月３１日 |
| 変 | 更 | 昭和４７年　５月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和４８年　５月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和４９年　５月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和５０年　５月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和５３年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 昭和５４年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 昭和５５年　６月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和５６年　６月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和５８年　６月３０日 |
| 変 | 更 | 昭和５９年　６月２６日 |
| 変 | 更 | 昭和６０年　２月２８日 |
| 変 | 更 | 昭和６０年　６月２８日 |
| 変 | 更 | 昭和６１年　４月　１日 |
| 変 | 更 | 昭和６１年１２月　１日 |
| 変 | 更 | 昭和６２年　６月２２日 |
| 変 | 更 | 平成　元年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成　３年　６月２７日 |
| 変 | 更 | 平成　５年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成　６年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成１０年　６月２６日 |
| 変 | 更 | 平成１３年　６月２８日 |
| 変 | 更 | 平成１４年　６月２７日 |
| 変 | 更 | 平成１５年　６月２７日 |
| 変 | 更 | 平成１６年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成１７年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成１８年　１月３０日 |
| 変 | 更 | 平成１８年　６月２９日 |
| 変 | 更 | 平成２１年　６月２６日 |
| 変 | 更 | 平成２６年　６月２６日 |
| 変 | 更 | 平成２９年　６月２８日 |
| 変 | 更 | ２０２２年　６月２９日 |
| 変 | 更 | ２０２４年　６月２７日 |
| 変 | 更 | ２０２６年　６月２６日 |